明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四二）　一

〔告　示〕
○南インド洋漁業協定へのタイ王国の加入に関する件（外務二九五）　一
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二九六）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二九七）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九八）　二
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九九）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一三四二）　三
○保安林の指定を解除する件（同一三四三～一三四六）　三
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同一三四七～一三五四）　三
○型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件（同一三五五）　三
○肥料を登録した件（同一三五六）　三
○肥料の登録が失効した件（同一三五七）　三
○気象測器の型式を証明した件（気象庁五）　三
○道路に関する件（関東地方整備局二二四、二二五）　三
○浄化槽の型式を認定した件（北陸地方整備局六一）　三

〔国会事項〕
内閣　三

〔人事異動〕
諸事項　三

〔公　告〕
官庁
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
平成二十八年度裁判所共済組合の決算関係　三
会社その他
財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分関係　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

府令

○内閣府令第四十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年八月二十三日　内閣総理大臣　安倍　晋三

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成二十四年文部科学省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提出すべき資料） **第三条**　法第十二条第四項の規定により原子力事業者が内閣総理大臣に提出しなければならない資料は、次に掲げる資料とする。 ［一・二　略］ 三　規制法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項の規定により原子力規制委員会の認可を受けた保安規定の写し 四　［略］	（提出すべき資料） **第三条**　法第十二条第四項の規定により原子力事業者が内閣総理大臣に提出しなければならない資料は、次に掲げる資料とする。 ［一・二　同上］ 三　規制法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十六条の三第一項の規定により原子力規制委員会の認可を受けた保安規定の写し 四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

告示

○外務省告示第二百九十五号

タイ王国政府は、平成十八年七月七日にローマで作成された「南インド洋漁業協定」の加入書を平成二十九年四月二十一日に国際連合食糧農業機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十九年五月二十一日にタイ王国について効力を生じた。

（平成二十九年五月十八日付け国際連合食糧農業機関事務局長書簡）

平成二十九年八月二十三日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第二百九十六号

平成二十九年七月二十一日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十一年三月三十一日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになった洪水制御セクター・ローンの実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年十二月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年八月二十三日

外務大臣　河野　太郎